

大分県の最低賃金

大分県最低賃金

762

時間額
円

【効力発生日】平成30年10月1日

必ずチェック



大分労働局「ワーク・ライフ・バランス」イメージキャラクター
バランス戦隊エンジョイ5

大分県内で働くすべての労働者に適用されます。
ただし、下記の特定(産業別)最低賃金対象業種に該当する場合には、当該最低賃金が適用されます。

特定最低賃金(時間額)

【効力発生日】平成30年12月25日

鉄鋼業

銑鉄鋳物製造業、
鋼板の切断加工、
鉄スクラップ処理業など

915

円



非鉄金属製造業

銅の製錬、アルミの
再生、電線・ケーブルの
製造業など

886

円



電子部品・デバイス・電子回路、 電気機械器具、 情報通信機械器具製造業

家庭用・業務用の
電気機械器具、
携帯電話やICなどの製造業

807

円



自動車・同附属品製造業、 船舶製造・修理業、 船用機関製造業

造船、船の修理、
自動車・自動車部品の
製造業など

853

円



自動車(新車)小売業

自動車新車の販売業

821

円



各種商品小売業

平成30年度は改正がありませんでした。
平成30年10月1日から
大分県最低賃金 **762円** が適用されます。

適用除外

ただし次に掲げる者は、特定(産業別)最低賃金から除外され、大分県最低賃金が適用されます。

- ① 18歳未満又は65歳以上の者
- ② 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- ③ 清掃、片付けの業務に主として従事する者
- ④ 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の
 - I. 手作業により又は手工具若しくは小型電動工具を用いて行う巻線、穴あけ、ねじ切り、かしめ、洗浄、電線はく離、塗油、取付け、バリ取り、組線、捺印、はんだ付け、ラベルはり、選別又は検数の業務(これらの業務のうち流れ作業で行う業務を除く。)に主として従事する者
 - II. 手作業で行う袋詰め、箱詰め又は包装の業務に主として従事する者

※最低賃金に算入されない賃金・・・①精皆勤手当、通勤手当、家族手当 ②臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
③時間外・休日・深夜労働割増賃金 ④1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)

最低賃金特設サイト <http://saiteichingin.info/>

最低賃金に関するお問い合わせは、大分労働局 賃金室(☎097-536-3215)又は最寄りの労働基準監督署へ

大分労働基準監督署	中津労働基準監督署	佐伯労働基準監督署	日田労働基準監督署	豊後大野労働基準監督署
☎097-535-1512	☎0979-22-2720	☎0972-22-3421	☎0973-22-6191	☎0974-22-0153



支払われる賃金※を時間額に 換算し、適用される最低賃金額 以上かをチェックしよう！



※最低賃金額との比較にあたって、次の賃金は算入しません。

- ① 臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
- ② 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
- ③ 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など)
- ④ 所定労働日以外の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)
- ⑤ 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)
- ⑥ 精皆勤手当、通勤手当および家族手当

最低賃金額との比較方法

- 1 時間給の場合 ▶ $\text{時間給} \geq \text{最低賃金額 (時間額)}$
- 2 日給の場合 ▶ $\text{日給} \div 1 \text{ 日所定労働時間} \geq \text{最低賃金額 (時間額)}$
- 3 月給の場合 ▶ $\text{月給} \div 1 \text{ か月所定労働時間} \geq \text{最低賃金額 (時間額)}$
- 4 上記1～3の組み合わせの場合 ▶

例えば基本給が日給で各手当(職務手当など)が月給制などの場合は、

 - ① 基本給(日給) → 2の計算で時間額を出す
 - ② 各手当(月給) → 3の計算で時間額を出す
 - ③ ①と②を合計した額 $\geq$ 最低賃金額(時間額)

事例1 大分県で働くAさんの場合(月給制)

① Aさんに支払われた賃金のうち、通勤手当は算入しないので、

$$160,000\text{円} - 8,000\text{円} = 152,000\text{円}$$

② この金額を時間額に換算し、最低賃金額と比較すると、

$$152,000\text{円} \div 1 \text{ か月所定労働時間}(160\text{時間}) = 950\text{円} > 762\text{円}$$

であり、**最低賃金額以上**となっています。

基本給(月給).....	127,000円
職務手当.....	25,000円
通勤手当.....	8,000円
合 計	160,000円
1 か月所定労働時間.....	160時間
大分県最低賃金.....	762円

事例2 大分県で働くBさんの場合(日給制と月給制の組み合わせの場合)

① 基本給(日給制)を時間額に換算すると、

$$5,000\text{円} \div 1 \text{ 日所定労働時間}(8\text{時間}) = 625\text{円}$$

② Bさんに支払われた賃金のうち、通勤手当は算入しないので、
職務手当(月給制)を時間額に換算すると、

$$20,000\text{円} \div 1 \text{ か月所定労働時間}(160\text{時間}) = 125\text{円}$$

③ 上記①と②を合計すると、 $625\text{円} + 125\text{円} = 750\text{円} < 762\text{円}$

となり、**最低賃金額を下回る**ことになります。

基本給.....	100,000円
(=5,000円×20日)	
職務手当.....	20,000円
通勤手当.....	8,000円
合 計	128,000円
1 日所定労働時間.....	8時間
1 か月所定労働時間.....	160時間
大分県最低賃金	762円

使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者の範囲およびこれらの労働者に係る最低賃金額、算入しない賃金並びに効力発生年月日を常時作業場の見やすい場所に掲示するなどの方法により周知する必要があります。

ご存知ですか？ 最低賃金引上げ支援 業務改善助成金

お問い合わせ 大分労働局雇用環境・均等室 ☎097-532-4025